

# 担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱

平成28年3月28日制定

平成28年11月16日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和5年1月13日一部改正

## (趣旨)

- 第1条 県は、総合的なTPP関連対策大綱（令和2年12月8日TPP総合対策本部決定）に即し、今後の本県農業を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援するため、担い手確保・経営強化支援事業実施要領（平成28年3月28日農林部長決裁）に基づき、市町村等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助の対象及び補助率)

- 第2条 前条第1項に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表第1に定めるところとする。

## (交付申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期日は、毎会計年度ごとに定め、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知する。
- 3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、各助成対象者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない助成対象者については、この限りでない。

## (交付申請書の添付書類)

- 第4条 規則第4条第2項第5号に規定する事項は、別表第2のとおりとする。
- 2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

## (計画変更等の承認手続)

- 第5条 補助事業者は、規則第6条の規定に基づいて知事の附した条件に係る事項について知事の承認を受けようとする場合は、様式第2号の変更承認申請書を知事に提出しな

なければならない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第1の知事の承認を要する計画変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、様式第5号の請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があり、補助事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができる。

(事業遅延の届出)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、国交付要綱別記様式第5号に準じて、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の第3四半期の末日現在における補助事業の遂行の状況について、様式第6号の事業遂行状況報告書を作成し、翌月の15日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

2 前項に定める場合のほか、補助事業者等は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 第3条第3項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、前項の実績報告を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第3項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各助成対象者については、その額がその減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 また、補助事業者は、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定（規則第14条の規定による確定をいう。）の日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（実績報告書の添付書類）

第12条 規則第13条の報告書には、別表第3に掲げる書類を添付しなければならない。

（実績報告書の提出期限等）

第13条 規則第13条の報告書の提出は、補助事業等の完了（補助事業等の廃止、事業年度完了の場合を含む。）後30日以内又は3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の経理）

第14条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日に属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間が前項に規定する期間を超える場合には、補助事業者等は、別に定める様式の財産管理台帳及び関係書類を整備し、当該処分制限期間が経過するまでの間保管しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第15条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

（財産の管理等）

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産処分の制限）

第17条 規則第19条第1項第2号に規定するその他知事の定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和41年大蔵省令第37号以下「大蔵省令」という。）に定めのある財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しよう

とするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 第14条の2の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(書類の提出部数及び経由)

第18条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄の農林振興センターの長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年1月13日から施行する。

別表第1（第2条 第5条関係）

整備事業

経費	補助率	知事の承認を要する計画変更
		事業の内容変更
担い手確保・経営強化支援事業 実施要領別表1の1に要する次に掲げる経費  (1) 事業費 ア 融資主体型補助事業 イ 追加的信用供与補助事業	アについては、当該事業に要する経費の1/2以内	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

別表第2（第4条関係）

規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項（交付申請書の添付書類）

添付書類
1 市町村の補助金交付に関する規程又は要綱
2 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料及び見積書等の写し（国実施要綱別紙様式第3号別添1に準じる）
3 実施設計書（様式第1号の2）
4 交付決定前着工届の写し（助成対象者から市町村あて提出があった場合）

別表第3（第12条関係）

規則第13条の実績報告書の添付書類

添付書類
1 出来高設計書（様式第1号の2）
2 財産管理台帳の写し（様式第1号の3）
3 施設台帳（様式第1号の4）

※ 繰越事業における年度内に完了した部分に係る実績報告書の場合は添付不要。

## 様式一覧

### ○整備事業

- ・様式第1号 担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請書（実績報告書）
- ・様式第1号の2 実施（出来高）設計書
- ・様式第1号の3 財産管理台帳
- ・様式第1号の4 施設台帳
- ・（参考様式）国実施要綱別紙様式第3号別添1 融資主体型補助事業実施内容（内訳）
- ・様式第2号 担い手確保・経営強化支援事業費補助金計画変更承認申請書
- ・様式第3号 担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付決定通知書
- ・様式第4号 担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更交付決定通知書
- ・様式第5号 担い手確保・経営強化支援事業費補助金概算払請求書
- ・様式第6号 担い手確保・経営強化支援事業費補助金遂行状況報告書
- ・様式第7号 消費税仕入控除税額報告書
- ・様式第8号 担い手確保・経営強化支援事業費補助金額確定通知書

様式第1号（第3条、第11条関係）

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請書  
（令和 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書）

令和 年度において、下記により担い手確保・経営強化支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた担い手確保・経営強化支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- ( 1 補助金交付決定額 円 )  
 ( 2 補助金精算額 円 )

(注) 実績報告の場合は、2の事業の目的と内容が3と順次番号が繰り下がる。

2 事業の目的と内容

※担い手確保・経営強化支援事業実施要領別表1に定める担い手確保・経営強化支援計画(別紙様式第1号、別紙様式第1号別添2、別紙様式第3号別添1)を添付する。

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費(又は補助事業に要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
(1) 事業費				
ア 融資主体型補助事業				
イ 追加的信用供与補助事業				
合 計				

※必要に応じて積算内訳を記載する。

交付決定前に着工した場合には、着工年月日、交付決定前着工届の日付、文書番号を記載する。

4 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1)収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2)支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

※必要に応じて積算内訳を記載する。

様式第1号の2

機械・施設整備に係わる事業実施（出来高）設計書様式  
（表紙）

設計書番号	
-------	--

（注）県において記入する。

令和 年度

担い手確保・経営強化支援事業実施（出来高）設計書

施設名	
施設区分	

埼玉県 市 地区

助成対象者名

所在地 市 町 番地

(裏面)

設計及び審査

	県				市町村			
	部課名	職名	氏名	印	部課名	職名	氏名	印
審 査								
設 計	区分		所属機関等及び氏名					
	設計者							
	助成対象者（代表者）							

様式第1号の2

第1 事業計画の概要

1 現況及び事業の目的

2 施設区分別、事業量、事業費及び施行箇所

施設区分	事業量	事業費	施工箇所 又は設置場所
計			

3 事業費の負担方法

1) 負担区分

県補助金 円 (補助率 %)

〇〇補助金 円 (補助率 %)

助成対象者負担金 円 (負担率 %)

2) 助成対象者の負担金の調達方法

融資機関 〇〇銀行

融資名 〇〇資金

融資額 円 (償還年数 年)

(注) 資金借入計画及び負担金の賦課方法の内容を記入する。

自己資金 円

4 施行方法及び施行期間

施設区分	直営請負の別	契約方法	施行期間	
			着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日

5 施設の管理、運営計画

(注) 管理、運営方法、年間の利用計画(作業種類別、事業量等)等の重要項目を箇条書きする。

要すれば管理規定案を添付する。

## 6 収支計画

(注) 目標時における収支計画の概要を記入する。

### 第2 施設区分別事業費内訳

施設区分	工事（機械） 区 分	構造又は 規 模	数 量	金額 (千円)	摘 要

(注) 1 本表は、施設区分ごとの事業費積算の総括表として作成するものである。

2 工事（機械）区分欄は、建物、構築物については、原則として1棟又は1施設ごとの事業を明らかにするが機械器具については本表では用途別に一括計上する。

3 摘要欄には、当該施設を説明する資料（見積書、カタログ、工事費明細書等）について記入する。

### 第3 工事費又は経費明細

#### 〇〇工事費明細書

工事又は種目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要

(注) この明細書は、建物構築物の場合とする。

#### 〇〇経費明細書

工事又は種目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要

(注) この明細書は、機械器具の場合とする。

#### 附 添付図面等

##### 1 位置図

原則として国土地理院発行の5万分の1地形図を用い、施設の設置箇所を図示した図面とする。電気導入、取付道路等の付帯事業を伴う場合は、周辺の動力線、電灯線の配線状況、道路整備状況等を明らかにする。

##### 2 見積書、工事費明細書、カタログ

様式第1号の3

財 産 管 理 台 帳

市町村名

助成対象者名

事業実施年度						事業名	担い手確保・経営強化支援事業							
事業の内容				事業実施期間		経費の配分（円）				処分制限期間		処分の状況		摘要
施設・機械名	型式等	施工箇所 又は 設置場所	事業量 (規模・ 台数等)	着 工 年月日	完 了 年月日	事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							助成金 (県補助 金)	融資額	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。  
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は助成金の返還額を記入すること。  
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。  
 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。

様式第1号の4

# 施設台帳

事業種目	担い手確保・経営強化支援事業	整理番号	
------	----------------	------	--

事業名	担い手確保・経営強化支援事業
-----	----------------

市町村名		地区名	
助成対象者			
管理主体			
施工又は設置場所			
計画承認年度			

工種又は施工区分	事業量	事業費	県補助金	融資名と金額

施設平面図(見取図)  
機械(写真)等

様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日  
第 号

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた、担い手確保・経営強化支援事業費補助金の計画変更について、下記理由により承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

（注）様式第1号の記に準じ、変更計画を作成し、当該変更に係る部分については、その上段にカッコ書きで当初計画を記載すること。

3 添付書類 様式第1号の2（変更設計書）、様式第1号の3（財産管理台帳）

（注）新たに作成するものとし、設計説明書、事業費内訳及び工事費内訳書（工事費明細書を除く）に変更がある場合は、当該変更に係る部分については、その上段にカッコ書きで当初計画を記載すること。

令和 第 号  
年 月 日  
市町村長 氏 名 様

埼玉県知事

令和 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった担い手確保・経営強化支援事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書の記の事業の内容に記載のとおりとする。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金の額	金	円
内訳		
（1）事業費補助金	金	円

3 支払の方法

原則、精算払いとする。

4 各事業に対応する補助金の額

事業費補助金については、個々の事業ごとに申請書の記の3の事業費の負担区分欄記載の県補助金とする。

5 補助金の額の確定

補助金の確定額は、次により算出した額の合計額とする。

（1）事業費については、個々の事業ごとに総事業費の実支出額に、2分の1を乗じて得た額と、前記4に掲げる補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額とする。

6 補助金等に関する法令の適用

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林省規則」という。）に規定する間接補助金に該当するので同法令の

適用がある。

## 7 補助事業者の責務

市町村長等は、適化法、農林省規則、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「県規則」という。）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 350 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 経営第 2612 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、担い手確保・経営強化支援事業実施要領（平成 28 年 3 月 28 日決裁。以下「県要領」という。）、担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱（平成 28 年 3 月 28 日決裁。以下「県交付要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。

また、国交付要綱第 25 条に定められている補助事業者が間接補助事業者に付すべき条件に従わなければならない。

## 8 補助の条件

補助の条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付要綱第 7 条に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、事業費補助金に係る個々の事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
- (3) 市町村長は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- (4) 市町村長は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、国交付要綱に定められている別記様式第 11 号による補助金調書、別に定める様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- (5) 市町村が事業主体となって実施した事業が、(8) のア又はキに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

また(8) のウに該当したときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 市町村長は、(8) のア又はキにより間接補助金の全部又は一部を返還された場合、又は(8) のウにより事業主体からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合は、その収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (7) 市町村長は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した各助成対象者について、次の条件に従わなければならない。

ア 市町村長は、実績報告を行うに当たって、各助成対象者について当該補助金に係る消

費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

イ 市町村長は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各助成対象者について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を参考様式第1号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、各助成対象者について、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等についてとりまとめの上、補助金等の額の確定の日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(8) 市町村長は、助成対象者に対し、補助金の交付決定に当たり次の条件を付すこと。

ア 適化法、農林省規則、国交付要綱、国実施要綱、県規則、県要領、県交付要綱に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

イ 助成対象者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合について、次の条件に従わなければならない。

(ア) 助成対象者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

(イ) 助成対象者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記(ア)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を参考様式第2号により速やかに市町村長に報告するとともに、市町村長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、市町村長の指示に従い、その状況等について同様式により市町村長に報告しなければならない。

ウ 助成対象者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

エ この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業の終了の次の年度から5年間整理保存しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別に定める様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

オ この補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用しその効率的な運営を図らなければならない。

カ この補助事業により取得した施設のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（但し、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間内）において、市町村長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換、貸付け又は担保に供してはならない。

キ 助成対象者は、小規模土地基盤整備を実施し、同施行箇所に係る受益地の全部又は一部が当該事業に係る補助金交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、補助金のうち10アール当たり補助金額の金額〔補助金の額が変更された場合、補助金の確定額が2の補助金の額（変更された場合は変更された金額とする）より低い場合又は受益地の面積が変更された場合には別途に通知する金額〕に受益地のうち農地でなくなったものの面積に相当する数を乗じて得た金額（知事がこれより少ない金額を定めた場合は、その定めた金額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

・補助金返還額の算定方法

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

A：変換対象補助金の総額、B：受益地の総面積、C：転用受益地の面積

ただし、上記に規定する場合であっても、次に掲げる場合には、補助金の返還を行わないものとする。

(ア) かんがい排水事業並びに交換整備事業の受益地において、同一の事業実施主体が一連の事業計画のもとに当該事業の受益地の10分の1以下につき行う転用。

(イ) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合及び受益地において農業の営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、知事が補助金を返還させないことを相当と認めるとき。

(ウ) (ア) 及び (イ) のほか、知事が特にやむを得ないと認めるとき。

ク 整備した施設等の管理運営等については、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱別記の第1の9によるものとする。

様式第4号

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 氏 名 様

埼玉県知事

令和 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった担い手確保・経営強化支援事業費補助金の変更については、申請のとおり承認し、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書の記の事業の内容に記載のとおりとし、その他については、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定のとおりとする。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

	(金	円)
補助金の額	金	円
	(金	円)
(1) 事業費補助金	金	円
	(金	円)
(2) 附帯事務費補助金	金	円

3 各事業に対応する補助金の額

(1) 事業費補助金については、個々の事業ごとに申請書の記の3の(1)の負担区分欄記載の県補助金とする。

(2) 附帯事務費については、申請書の記の3の(2)の附帯事務費の負担区分欄記載の県補助金とする。

様式第5号（第8条関係）

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた事業について、下記のとおり補助金の概算払を受けたいので、担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	総事業費	補助金額 A	既受領額		今回請求額		残額 A-(B+C)	事業完了 予定年月日	備考
			金額 B	出来高	金額 C	出来高			
	円	円	円	%	円	%	円		
計									

2 振込先

債権者コード	
口座名義人(フリガナ)	
金融機関名	
預金の種類	当座 ・ 普通
口座番号	

注 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録していない場合は振込先口座を記載すること。

3 添付書類

国実施要綱別紙様式第3号別添1に準じた様式を添付すること

様式第6号（第10条関係）

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（第 四半期末現在）

区分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	摘要
(1) 事業費	円	円	%	円	
(2) 附帯事務費					

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 添付書類

（参考様式）国実施要綱別紙様式第3号別添1を添付すること

様式第7号（第11条関係）

令和 第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった担い手確保・経営強化支援事業費補助金について、担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |                                                               |   |   |
|---------------------------------------------------------------|---|---|
| 1 補助金等の交付手続等に関する規則14条の補助金の額の確定額<br>（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税仕入控除税額                                 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税仕入控除税額                         | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                                               | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・助成対象者の消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・助成対象者の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・助成対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、助成対象者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・助成対象者が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・助成対象者が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・助成対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第8号（第15条関係）

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 氏 名 様

埼玉県知事

令和 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金の額の確定について

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした令和 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 確定額   | 円 |